大津市自殺対策連絡協議会設置要綱

（設置）

第１条　本市における自殺の防止に係る対策を講ずるに当たり、関係機関等と意見交換及び情報共有を行い、並びに連携を図るため、大津市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

⑴　本市における自殺の発生状況及びその背景についての意見交換及び情報共有に関すること。

⑵　自殺をする危険性が高い者への支援策の検討に関すること。

⑶　支援者の相談スキルの向上に向けた取組に関すること。

⑷　その他自殺防止対策に関すること。

（構成員）

第３条　協議会は、別表に掲げる関係機関等で構成する。

（運営）

第４条　協議会に座長を置き、構成員の互選により定める。

２　座長は、協議会の会議の進行を行う。

（部会）

第５条　協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、大津市保健所保健予防課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２５年１月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月６日から施行する。

別表（第３条関係）

１　関係機関
⑴　滋賀医科大学
⑵　大津赤十字病院
⑶　滋賀医科大学医学部附属病院
⑷　市立大津市民病院
⑸　滋賀県立精神保健福祉センター
⑹　大津労働基準監督署
⑺　大津公共職業安定所
⑻　大津警察署
⑼　大津市役所内関係課
２　関係団体
⑴　滋賀県精神神経科医会
⑵　公益社団法人大津市医師会
⑶　一般社団法人大津市薬剤師会
⑷　滋賀弁護士会
⑸　滋賀県司法書士会
⑹　滋賀県臨床心理士会
⑺　認定特定非営利活動法人滋賀いのちの電話
⑻　滋賀県断酒同友会大津支部
⑼　特定非営利活動法人びわこダルク
⑽　認定特定非営利活動法人あさがお
⑾　大津市民生委員児童委員協議会連合会
⑿　社会福祉法人大津市社会福祉協議会